(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月24日

滋賀県知事 三日月大造 殿

提出者

住 所 滋賀県高島市安曇川町西万木504番地1

氏 名 オオヤマホールディング 株式会社 代表取締役 大 山 光 善

電話番号 0740-32-1224

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 オオヤマホールディング 株式会社 生産事業部			
事業場の所在地	滋賀県高島市安曇川町西万木254番地1		
計画期間	間 令和4年度(令和4年4月~令和5年3月)		
当該事業場において現に行	っている事業に関する事項		
①事業の種類	大分類:製造業 中分類:21 窯業・土石製品製造業		
②事業の規模	令和3年度 生コンクリート出荷売上額 511,284千円		
③従 業 員 数	1 8人		
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	全自社運搬 コンクリートがら 生コン出荷工程 カ゛ラス・陶磁器くず 委託処理 (自社脱水処理) (中間=破砕・最終=安定型埋立)		

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境管理責任者 ⇒ 工場長 ⇒ 自社運搬 ⇒ 受託社最終処分 (統括管理者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(元末/00~)					
	【前年度(令和 3 年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	ガラス・陶磁器くず		
	排出量	1, 123. 24 t	571.70 t		
①現 状	(これまでに実施した取組)				
	顧客からの受注情報を確実にする。				
	【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	ガラス・陶磁器くず		
	排出量	1,000.00 t	500.00 t		
	(今後実施する予定の取組)				
	顧客からの受注情報を確実にする。				
Servit o A Dipartita and					
業廃棄物の分別に関する事項 					

産業

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	保管場所は常に整理し、状態を目視により把握する。		
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	保管場所は常に整理し、状態を目視により把握する。		

目ら行う産業廃棄物の再	生利用に関する事項				
	【前年度(令和 年	E度)実績 】			
	産業廃棄物の種類	_		_	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_	t	_	t
①現状	(これまでに実施した耳	文組)			
		_			
	【目標】				
	産業廃棄物の種類	_		_	
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_	t	_	t
	(今後実施する予定の耳	文組)			
		_			
 ら行う産業廃棄物の中 	 				
	【前年度(令和 3 年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t		t
①現状	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	434. 49	t		t
	(これまでに実施した取組)				
	確実な脱水により廃棄物の減量に努める。				
	【目標】				
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_	t		t
②計画	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	400.00	t		t
	(今後実施する予定の耳	文組)			
	確実な脱水により廃棄物の減量に努める。				

自ら	自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
		【前年度(令和 年度)	実績】			
①現状		産業廃棄物の種類	_	_		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t			
		(これまでに実施した取組)	_			
		【目標】				
		産業廃棄物の種類	_	_		
	②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t		
		(今後実施する予定の取組)				
			_			
産業	廃棄物の処理の委託に	関する事項				
		【前年度(令和 3 年度)実績】				
	①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	ガラス、陶磁器くず		
		全処理委託量	1, 123. 24 t	434.49 t		
		優良認定処理業者への 処理委託量	1, 123. 24 t	434. 49 t		
		再生利用業者への 処理委託量	— t	— t		
		認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t		
		(これまでに実施した取組)				
		確実な受注情報管理と確実な脱水により委託量の縮減に努める。				

(第5面)

		【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	ガラス、陶磁器くず		
		全処理委託量	1,000.00 t	400.00 t	
②計画	優良認定処理業者への 処理委託量	1,000.00 t	400.00 t		
		再生利用業者への 処理委託量	— t	— t	
	②計画	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t	
		(今後実施する予定の取組)			
		確実な受注情報管理と確実な脱水により委託量の縮減に努める。			
※事務	5処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。